

情報提供日	2021年(令和3年)2月5日
問い合わせ先	明石市総務局総務管理室 (担当: 久保井・辻) 直通 078-918-5005(内線2402)

令和3年2月 組織改正について

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで、市民の健康及び生活を守るため、市の総力を挙げて様々な施策に取り組んでいるところです。

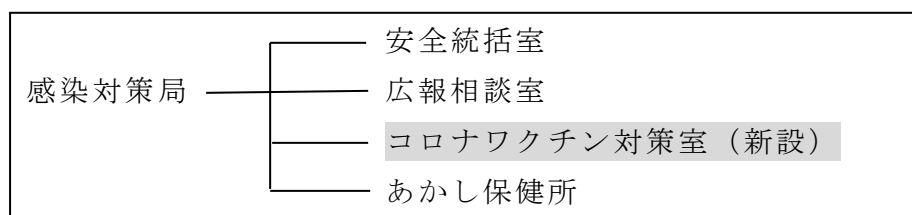
このたび、本市における新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制の構築を図るため、感染対策局内に「コロナワクチン対策室」を新設します。

2 改正案の内容

コロナワクチン対策室の新設

市民の方がワクチン接種を迅速かつ円滑に受けることができるよう、市民への広報や相談・予約窓口の設置、ワクチンの運用・管理、接種場所の確保等のワクチン接種体制を一体的に行うため、感染対策局内に「コロナワクチン対策室」を新設します。

3 改正の概要



改正後の組織の規模

[現行] 11局 41室 76課 179係

[改正] 11局 42室 76課 179係

4 改正の手続

事務分掌規則等の改正を行い、令和3年2月8日の実施を予定。